

「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」について

概要

【令和5年度予算】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

- 社会福祉連携推進法人の立ち上げに当たっては、事前に参加予定の法人の課題の把握と行う事務・会費の検討等を行い、社会福祉連携推進方針を策定することとなる。本補助金において、希望するグループが円滑に法人の設立を行うため、設立前に法人間で行う設立準備会や合同研修会、地域リサーチ経費等の設立に要する経費について補助するもの。

実施主体

都道府県、指定都市、中核市、一般市

補助対象

社会福祉連携推進法人の設立が見込まれる社会福祉法人等のグループ

補助基準額

1の連携推進法人につき1回に限り、1,000千円以内

